

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（通所介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

※あんしん介護予防事業（介護予防通所介護相当サービス）については、別に届出が必要となりますので、ご注意ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注2) 緊急關係・住所の変更を提出が必要です。通常規程に緊急關係を記載している場合は、変更した通常規程を添付してください。

（注3）この間に記載の規範に加えて提出書類があります詳しくは、市ウェブサイト【重要】新規指定等における建設業基準法及び消防法の適合確認について（ID:1038890）」を参照して下さい。

注4) 人見直事は個別措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「東京市民に関する運営規程に記載する従業員の「最高」の取り扱い」(ID:1038883) を参照してください。

左4) 大賞受賞は特例指置がありります。詳しくは、市ウェブサイト・受賞届に関する運営規程に記載されています。

注5) この一覧に記載の必要書類とともに、各加算の別紙に記載の添付書類を提出してください。

注6) 市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算について（ID:1008379）」を確認してください。

注8) 各種規程等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表等とともに添付してください。変更前の運営規程を添付する場合は、変更箇所をマーカーで引く等、変更箇所がわかるようにしておいてください。運営規程にない場合は添付する旨は付けておきましょう。

変更箇所が分かるようにしてください。なお、変更が生じない場合は添付する必要はありません。

注9) 人員の変更時は変更日から4週間分、加算の届出時は各加算の別紙に記載されている該当月（加算の別紙がない場合は算定開始月）の勤務表を提出してください。

注10) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注11) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市の指定を受けているすべての事業所の一覧を添付してください。

12) 加算要件を満たす機能訓練指導員の資格証明書を提出してください。

注12) 加算要件を満たし、機能訓練指導員の資格証明書を提出してください。

注13) 加算要件を満たす看護栄養士の資格証明書を提出してください。外部との連携に

注14) 加算要件を満たす言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証明書を提出して

注15) 市ウェブサイト「業務管理体制について (ID: 1038877)」を確認してください。

注16) 畠素管理体制の里出先が変更となる場合のみ添付してください

（注17）業務管理体制の届出先が変更となる場合のみ記載してください。

^{注17)} 市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について（ID：1036841）」を確認。

注18) 法人代表者の住所のみの変更の場合は、添付する必要はありません。

同出発の機会（＝ビー）は必ず高齢者で保護していくがよい。

届け書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。